

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

！注意！「陳述」欄の「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお、入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 29 日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日から 令和 7 年 8 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日 場 所	令和 7 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日 場 所	令和 7 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 8 日 午前 9 時 10 分から 令和 7 年 9 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 29 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 000, 000 6, 400, 000	一括	1, 600, 000	45, 061	0
1	3, 700, 000				
2	4, 300, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 |
| | 地 番 | 3 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 3 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8 . 2 4 平方メートル
2 階 4 4 . 3 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 合 田 みちる

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 |
| | 地 番 | 3 0 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 5 1 . 0 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 3 0 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 3 0 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8 . 2 4 平方メートル
2 階 4 4 . 3 0 平方メートル |



令和6年(ヌ)第 123号
令和6年12月20日受理
令和7年 1月28日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 |
| | 地 番 | 30番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 151.00平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 30番地3 |
| | 家屋 番号 | 30番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 58.24平方メートル
2階 44.30平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地 (物件1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)			
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 4 2 番及び 2 1 8 番の土地は北足立郡伊奈町の所有であり、現況は公衆用道路である。
- 2 目的建物内で、猫が 1 匹飼育されている。建具、柱等に、猫の掻き傷が認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 目的建物は、私が居宅として使用し、一人で居住しています。 2 目的土地について、境界問題はありません。 3 目的建物について、雨漏り等の不具合はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

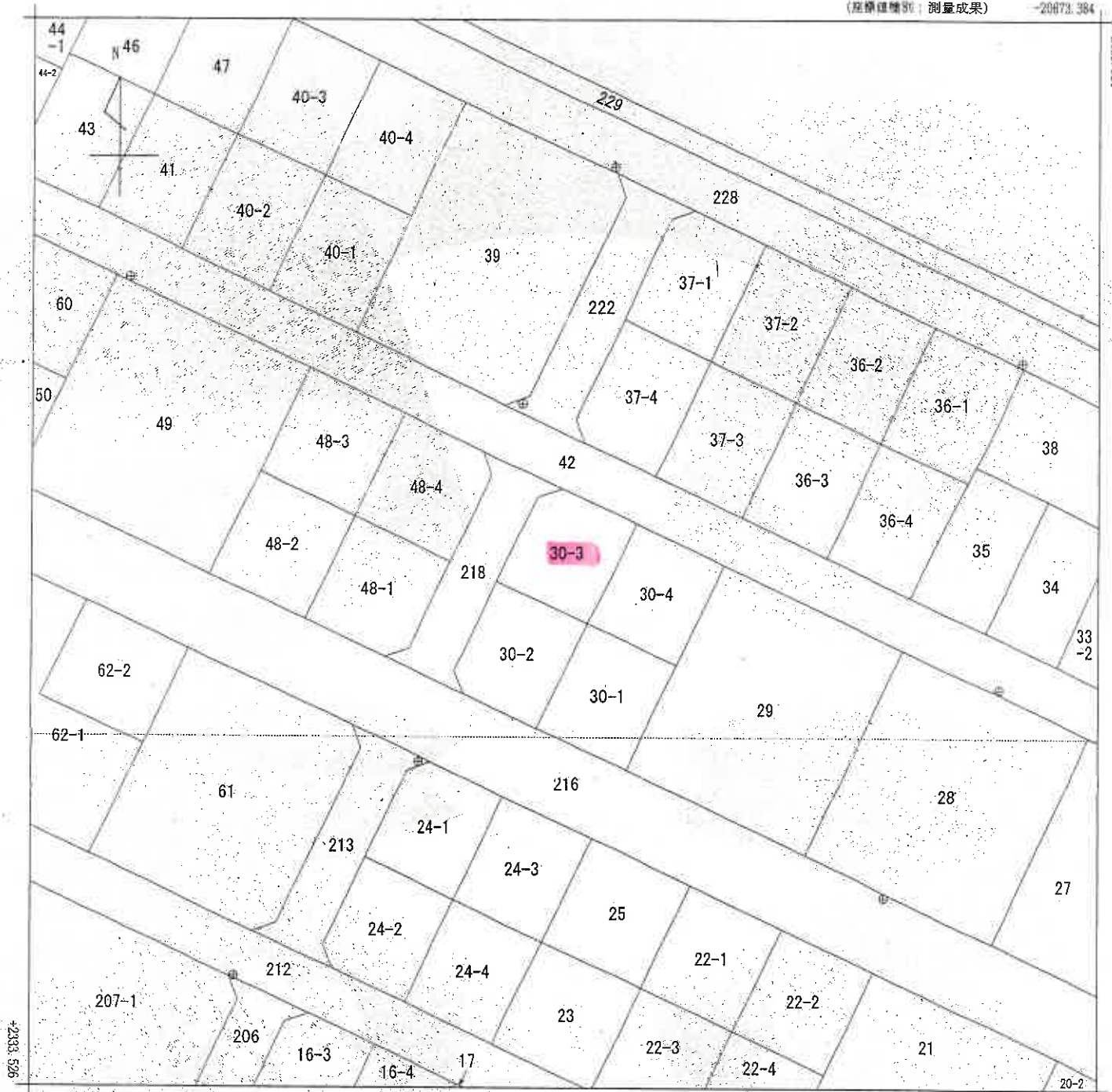
執行官の意見

- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況、関係人の陳述等を総合勘案し、占有関係については2枚目のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年12月23日 (月) 8:30-8:40	物件所在地	物件調査, 占有確認, 外観写真撮影, 連絡票を投函
R7年1月7日 (火) 9:00-9:10	法務局 (上尾)	接道について土地全部事項証明書を交付申請
R7年1月15日 (水) 16:50-16:55	物件所在地	占有確認, 解錠予告通知を投函
R7年1月23日 (木) 9:45-10:10	物件所在地	物件調査, 占有確認, 内部調査実施・内部写真撮影, 債務者兼所有者と面談 (評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和7年1月23日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



-20798.384

(座標補正: 測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyonoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し

西小針4丁目

請 部 分	所 在	北足立郡伊奈町西小針四丁目				地 番	30番3			
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲一	座標系 番号又は 記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成22年7月16日				備 付 年 月 日 (原図)	平成22年7月20日			補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局上尾出張所管轄)

令和6年11月6日

大津地方法務局

登記官

地図整理番号: M28309

(1/1)

(本図は原本を70%に縮小)

(7枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局上尾出張所管轄)
令和6年11月6日 大津地方方法務局

登記官

(8枚目)

(本図は原本を70%に縮小)

地積測量図

地番
30-1・30-2
30-3・30-4

土地の所在
北足立郡伊奈町西小針4丁目

座標法求積表

地番	30-1	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
NO					
P. 5	2383.613	-20733.509	-4.472	-10659.875096	
P. 1	2388.613	-20733.513	-16.329	-39003.661677	
P. 2	2376.127	-20739.838	4.472	10626.039944	
18-16	2371.197	-20725.441	16.329	38719.275813	
			合計	-318.221016	
			合計面積	159.110580	
			合計地積	159.11 m ²	

地番	30-2	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
NO					
P. 1	2388.613	-20733.913	-4.601	-10990.008413	
P. 4	2393.609	-20744.439	-15.587	-37309.183483	
18-6	2382.986	-20748.500	-3.986	-9498.582196	
18-7	2380.198	-20748.425	9.662	22987.473076	
P. 2	2376.127	-20739.838	14.612	34482.355024	
			合計	-317.945992	
			合計面積	158.9729960	
			地積	158.97 m ²	

地番 NO	30-3		Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
	Xn				
P. 1	2388.613	-20733.913	16.183		38654.924179
P. 6	2400.489	-20728.256	-2.954		-7091.044506
18-2	2404.566	-20735.867	-11.442		-27513.044172
18-1	2403.575	-20739.698	-7.572		-18199.869980
P. 4	2393.609	-20744.439	5.785		13847.028065
			合計	面積	-302.006324
					151.0031670
					151.00 m ²

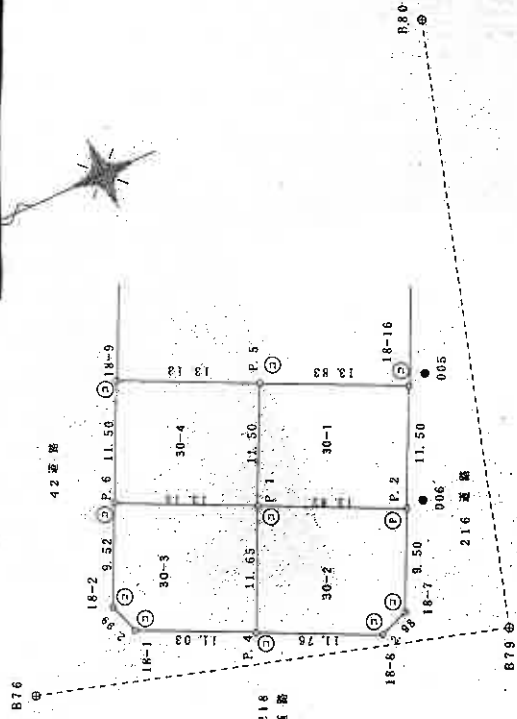
地番	30-4	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
NO					
P. 5		2383.613	-20733.509	16.048	38253.505264
18-9		2393.609	-20717.865	-4.747	-11371.709079
P. 6		2400.489	-20728.256	-16.048	-38523.047472
P. 1		2388.613	-20733.913	4.747	11338.745911
			合計		-302.505376
			合計面積		151.2526880
			合計地積		151.25 m ²

凡例	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号	境界線の種類	記号
⑤	石積	②	金網	③	金網	④
④	コンクリート	⑤	金網	⑥	金網	⑦

作成者

申請人

縮尺
1/500



登記年月日：平成22年12月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局上尾出張所管轄)

令和6年11月6日

大津地方方法務局

登記官

(9 枚目)

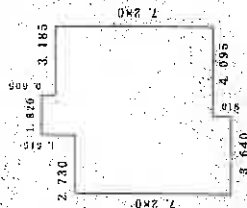
各階平面図

建物図平面図

家屋番号
30番3

建物の所在
北足立郡伊奈町西小針4丁目30番地3

1階

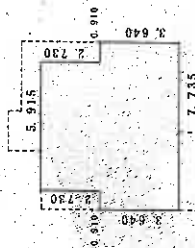


求積表

$1.820 \times 0.605 = 1.101100$
 $5.005 \times 0.910 = 4.554550$
 $7.735 \times 6.370 = 49.271950$
 $3.640 \times 0.910 = 3.312400$

合計 58.240000
床面積 58.24 m²

2階



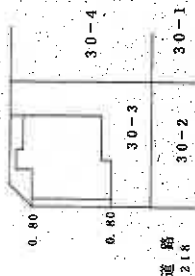
求積表

$5.915 \times 2.730 = 16.147950$
 $7.735 \times 3.640 = 28.155400$

合計 44.303350
床面積 44.30 m²

①

42 道路



作成者

縮尺 1/250

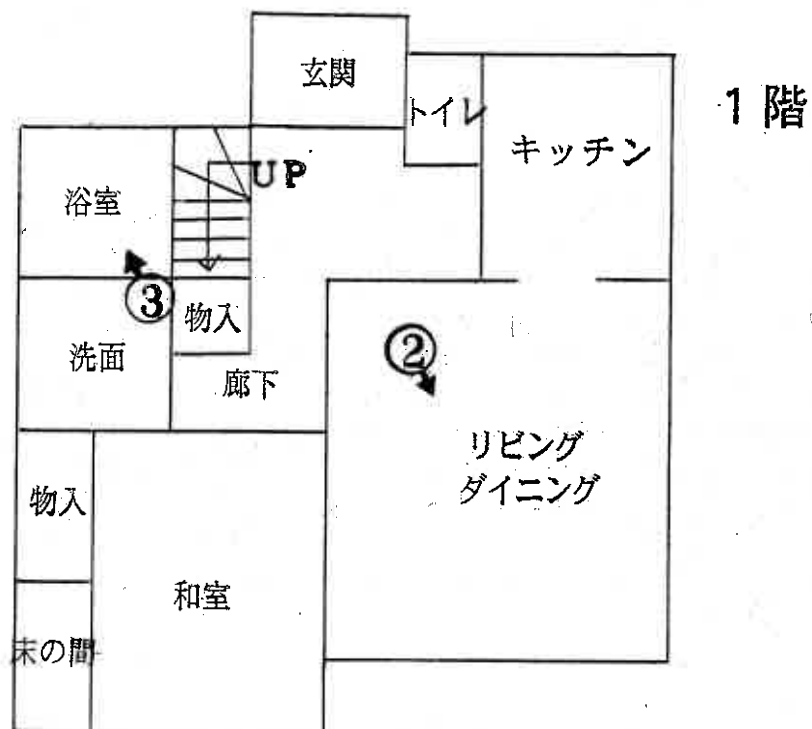
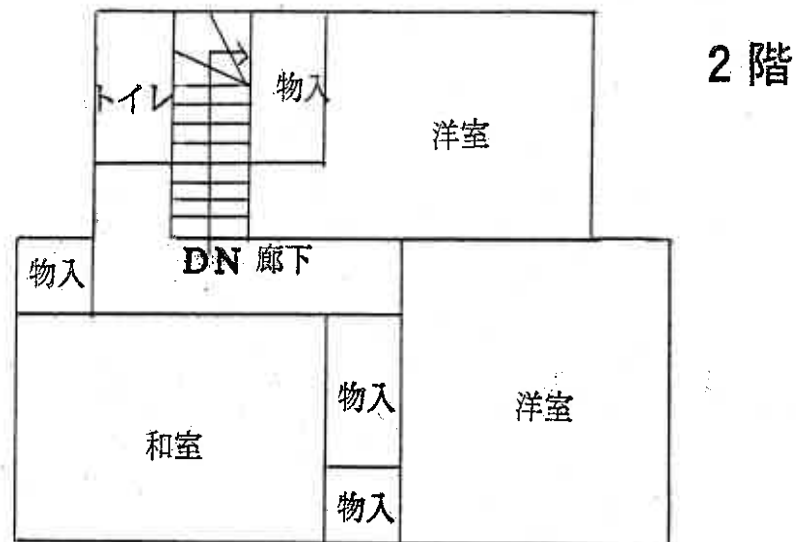
申請

縮尺 1/500

写真撮影位置
(本図は原本を70%に縮小)

(埼玉土地家屋調査士会用品)

建物見取図(○は写真撮影位置を示す。)



(10枚目)



①



②



③

令和6年 (ヌ) 第123号
令和7年 1月23日 現地調査
令和7年 3月14日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石 井 依 子

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 |
| | 地 番 | 30番3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 151.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 北足立郡伊奈町西小針四丁目 30番地3 |
| | 家屋 番号 | 30番3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 58.24平方メートル
2階 44.30平方メートル |



第1 評価額

一 括 価 格	
金8,000,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金3,700,000円
物件2（建物）	金4,300,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 在 地 地 番 地 地 目 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 在 家 屋 番 種 号 構 類 床 造 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	埼玉新都市交通伊奈線「内宿」駅の北方約890m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	一般住宅が街区整然と建ち並び、一部畑・雑種地等も見られる、土地区画整理事業施行済みの住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% なし 伊奈北部地区地区計画A-2地区（建築物の敷地面積の最低限度150㎡）
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	151.00㎡ ほぼ正方形 概ね平坦 特になし
接面道路の状況	北東約6m舗装町道（建築基準法上の道路）にほぼ等高～約0.4m高く接面 北西約6m舗装町道（建築基準法上の道路）と約0.4m高く接面	
土地の利用状況等	(物件2)建物の敷地	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : あり 下 水 道 : あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	本件土地には、物件2建物のほか、支柱が土地に定着したカーポート2基（工作物）、スチール製の簡易物置（動産）が存した。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物						
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 等	建築年月日（登記記載）：平成8年5月24日新築 経 過 年 数：約29年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数：—						
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング、その他 内 壁：クロス貼り、その他 天 井：クロス貼り、その他 床：フローリング、畳、その他 設 備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明						
床面積（現況）	<table> <tr> <td>1階</td><td>58.24 m²</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>44.30 m²</td></tr> <tr> <td>延</td><td>102.54 m²</td></tr> </table>	1階	58.24 m ²	2階	44.30 m ²	延	102.54 m ²
1階	58.24 m ²						
2階	44.30 m ²						
延	102.54 m ²						
現 況 用 途 等	住居						
品 等	使用資材：普通 施 工：普通						
保守管理の状態	普通						
建物の利用状況	建物所有者が居宅として利用している。						
特 記 事 項	和室の襖が、猫のひっかき傷等により破れていた。その他全体的に経年相応の劣化が認められる。						

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	74,800	1.04	151.00	0.90	10,570,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地 埼玉伊奈-4

公示地価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $80,900\text{円/㎡} \times 100.0/100 \times 100/103.0 \times 100/105 \div 74,800\text{円/㎡}$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件（道路接面方位）等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、交通接近条件（駅距離）が優ることを考量した。

イ 個別格差：接面方位、角地等を考慮した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	165,000	102.54	0.05	850,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	10,570,000	0.50	法定地上権	5,290,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	10,570,000	-5,290,000		1.0	0.7	3,700,000
2	850,000	+5,290,000	1.0	1.0	0.7	4,300,000
一括価格 (合計)						8,000,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（埼玉伊奈-4）

所 在：北足立郡伊奈町内宿台2丁目27番

価 格：80,900円/㎡

位 置：埼玉新都市交通伊奈線「内宿」駅約530m（道路距離）

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：ガス・水道・下水

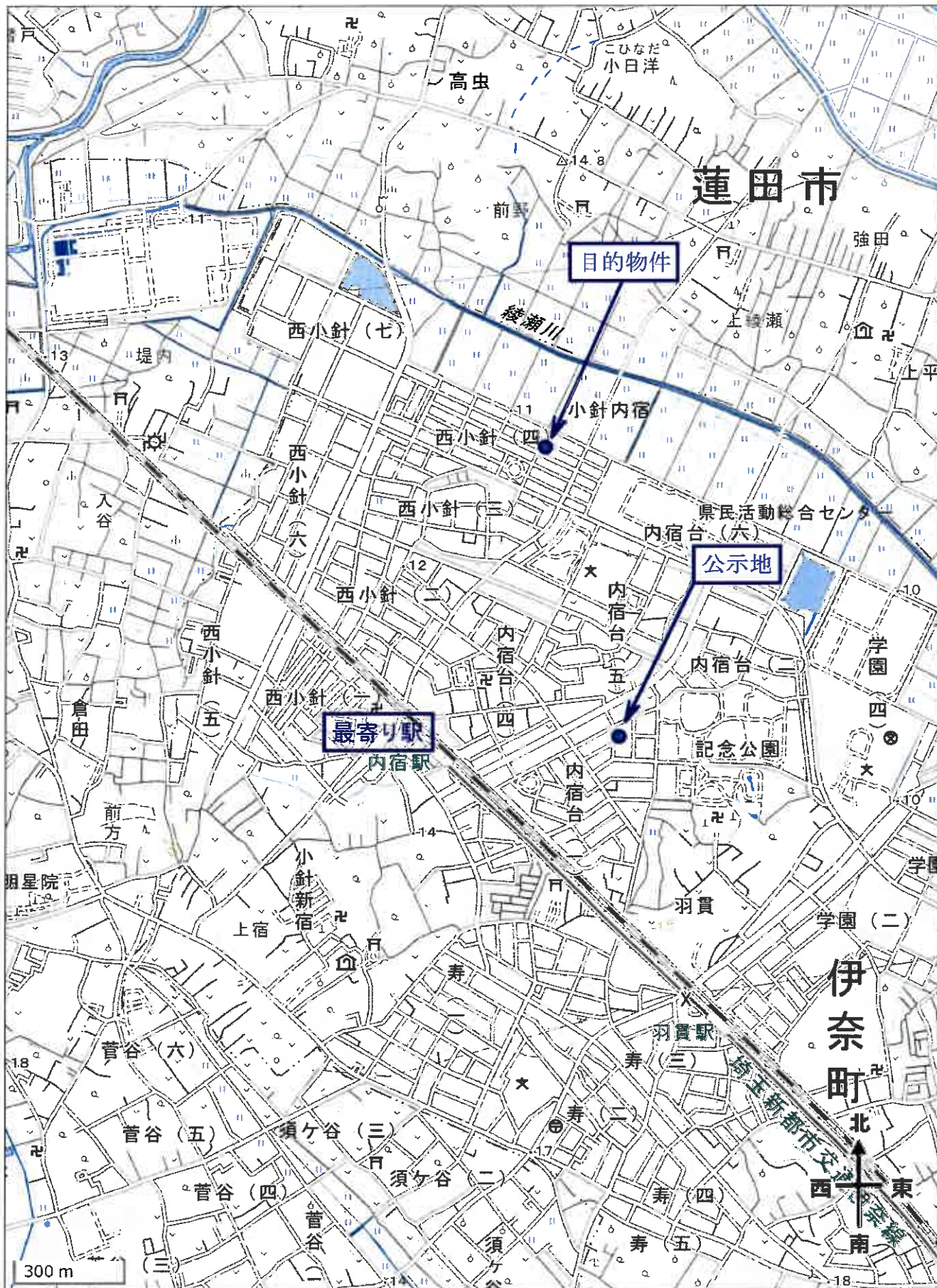
接 面 道 路：西6.0m町道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が多い区画整理済の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写



位置図



-20798.364 (座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
西小針4丁目

請求部分	所在地				北足立郡伊奈町西小針四丁目		地番	30番3				
出力縮尺	1/500		精度区分	申請	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成22年7月16日				備付年月日(原図)	平成22年7月20日			補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方務局上尾出張所管轄)

令和6年11月6日

大津地方務局

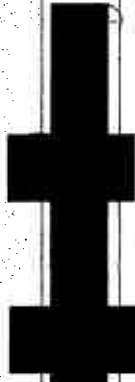
地図整理番号：M28309

登記官

(1/1)

A3版をA4版に縮小

公図写



登記年月日：平成22年12月21日

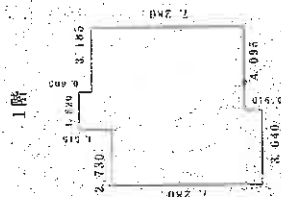
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局上尾出張所管轄)
令和6年11月6日 大津地方方法務局 登記官

各階平面図

家屋番号 30番3

建物図面

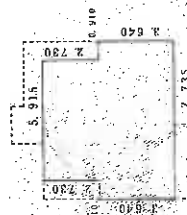
建物の所在 北足立郡伊奈町西小針4丁目30番地3



求積表

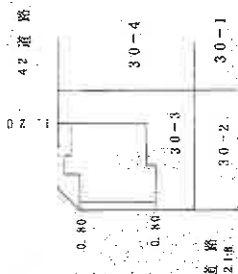
1,820 × 0.605 =	1,101.100
5,005 × 0.910 =	4,554.550
7,735 × 6.370 =	49,271.950
3,640 × 0.910 =	3,312.400
合計	58,240.000
床面積	58.24㎡

2階



求積表

3,915 × 2,730 =	10,747.950
7,735 × 3,640 =	28,155.400
合計	44,303.350
床面積	44.30㎡



作成者

12月17日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500